

野田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 6 月 2 7 日

野田市長 鈴 木 有

野田市訓令第４号

野田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

野田市事務決裁規程（昭和４５年野田市訓令第５号）の一部を次のように改正する。

別表第１から別表第３までの規定、別表第４の２、別表第５、別表第６の２、別表第６の４、別表第７及び別表第８中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。